平成２１年（フ）第１５２１号
広島市東区二葉の里２丁目１番１―17―302号、申立時の住所広島市東区光町２丁目12番21―404号　槇田ビル
破産者　上田　正己
1　決定年月日　平成22年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１５３０号
広島県東広島市高屋町造賀3901番地１
破産者　広住建こと　廣藤　一博
1　決定年月日　平成22年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４３３号
長崎県長崎市坂本１丁目３番24号　パールマンション103、旧住所長崎県長崎市坂本１丁目３番24号　パールマンション201
破産者　田中　　淳
1　決定年月日　平成22年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５２２号
札幌市豊平区平岸６条17丁目１番３号　ロイヤルレインボーＡ113号、破産開始決定時の住所札幌市南区真駒内380番地11
破産者　渡部　　徹
1　決定年月日　平成22年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２８１０号
札幌市手稲区前田13条10丁目17番１号　ハイツシーマ103号
破産者　立石　道拡
1　決定年月日　平成22年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２８６１号
札幌市豊平区月寒東１条13丁目１番15号　シャトー西川Ｂ―102号
破産者　勢藤　幸恵
1　決定年月日　平成22年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２９０８号
札幌市北区新琴似７条16丁目５番７号　シティハイム新琴似Ａ―202号
破産者　高橋志のぶ
1　決定年月日　平成22年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第６８１号
北海道稚内市富岡５丁目８番６号
破産者　山本　　晋
1　決定年月日　平成22年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２０号
北海道紋別市落石町３丁目23番地の13
破産者　小野　知愛
1　決定年月日　平成22年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６０号
北海道旭川市５条通13丁目右４号
破産者　岡　　英明
1　決定年月日　平成22年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２５４号
北海道雨竜郡妹背牛町字妹背牛248番地
破産者　瀧本　勝浩
1　決定年月日　平成22年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３７２号
北海道稚内市宝来４丁目７番18―407号　道営住宅01Ｂ号
破産者　澤田美由紀
1　決定年月日　平成22年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３８３号
北海道旭川市川端町３条６丁目３番11号フラワーハイツ102号
破産者　井上　康代
1　決定年月日　平成22年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２７２号
北海道帯広市西10条南１丁目10番地
破産者　長谷川秀吉
1　決定年月日　平成22年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第１４９号
北海道帯広市東３条南15丁目６番地２
破産者　根岸　　豊
1　決定年月日　平成22年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第２１１号
青森県上北郡七戸町字舘野47番地７
破産者　八重樫常男
1　決定年月日　平成22年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５４５号
岩手県岩手郡滝沢村鵜飼字笹森16番地６
破産者　渡邉　豊作
1　決定年月日　平成22年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第１５９０号
仙台市青葉区高松２丁目24番17号　第三高嶺荘２Ｆ西、開始決定時の住所宮城県岩沼市土ケ崎２丁目１番６号
破産者　畑野　和範
1　決定年月日　平成22年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第３２０号
埼玉県本庄市小島南１丁目３番５号
破産者　今泉　　忍
1　決定年月日　平成22年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部